

公 示 日 : 2022 年 2 月 16 日(水)

調達管理番号 : 21a01127

国 名 : キルギス

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名 : キルギス国チュイ州市場志向型生乳生産プロジェクト(農民普及  
／メタ・ファシリテーション)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 農民普及／メタ・ファシリテーション
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 4 月上旬から 2022 年 6 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.07、国内 0.7、合計 1.77
- (3) 業務日数 :
  - ・ 第 1 次 国内準備 4 日、現地業務 16 日、国内整理 2 日
  - ・ 第 2 次 国内作業 6 日、現地業務 16 日、帰国後整理 2 日

本業務においては2回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 3 月 9 日(水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しております

すので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知：2022年3月22日(火)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	農民普及／メタ・ファシリテーションに係る指導業務
対象国・地域又は類似地域	キルギス／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし  
(2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

キルギス共和国（以下、「キルギス」）の農業は、対 GDP 比 17.1% 及び輸出額の約 20.4%（約 20,779 百万ソム）（約 3 億 USD）を占め、労働人口の 3 割以上が従事している主要産業のひとつである。そのうち畜産業は農業生産額の約 49%を占め、特に乳・乳製品は主要産品として、今後ユーラシア経済連合（以下、「EEU」）域内への輸出拡大が期待されている。

キルギスは、2015 年 8 月に EEU の加盟国となり EEU 下の様々な制度を順守しなければならず、乳製品の品質や製造プロセスの安全性についても EEU が定める基準を満たす必要がある。しかしながら、現状ではそれらの基準を十分に満たすことができず、乳・乳製品の品質及び安全性確保とそのため検査体制の整備が急務となっている。そこで、キルギス政府からの要請を受け、JICA は「乳・乳製品の品質及び安全性検査マスタープラ

ン（以下、「M/P」）」プロジェクトを実施し、家畜衛生、家畜飼養管理、搾乳衛生、食品検査、食品衛生及び食品規制の課題に対し、5つの優先プロジェクトを選定した（2015年8月～2017年1月）。同M/Pの結果を受け、キルギス政府は、国内で最大の生乳生産地であるチュイ州（国内生産の約25%占有、2014年度）において、5つの優先プロジェクトのうち、搾乳衛生を含む生乳生産・流通工程の衛生向上を目的とする「チュイ州市場志向型生乳生産プロジェクト」（以下「本事業」という）を最優先すべき協力として要請した。

本事業は、チュイ州内の対象地域において、EEUの衛生基準を満たす生乳生産及び市場流通システム運用が実証され、そのシステムがキルギス政府に酪農振興政策として承認されることを図り、チュイ州においてEEUの市場要求を満たす生乳生産の増加を通じて乳製品の輸出促進に寄与するものであり、2017年7月から5年間の予定で実施されている。

本事業では、PDMの成果1「中核農家において適正な乳牛飼養・衛生管理技術、生乳生産・管理技術が適用される」の対象である中核農家に対して、家畜衛生や家畜飼養等の適正技術に関するTOT<sup>1</sup>研修を実施しており、同研修後は中核農家を技術普及の要とし、周辺の農家に対する農民間研修の実施や中核農家を核とした農家グループ（以下、「中核農家グループ」とする。）の形成を計画している。農民間研修の実施にあたっては、家畜衛生や家畜飼養等に関する知識や技術に加えて、中核農家がファシリテーターとして周辺一般農家との信頼関係を構築しながら、一般農家が自身の課題やその解決方法に気づくよう会話を組み立てていく手法（メタ・ファシリテーション）を習得することが非常に有用であることが、これまでの取り組みで明らかとなっている。したがって、本事業終了までに中核農家のメタ・ファシリテーション技術を実践レベルまで引き上げることで、農民間研修の効果発現とその継続性が向上することが期待される。本業務に先立ち2021年3月から2022年3月まで、同技術による農民組織化を支援する短期専門家が派遣されている。これまでに中核農家に対して、メタ・ファシリテーションの柱である「事実質問の考え方と技法」について一通りの研修を行った後、「問題分析のための事実質問の練習」として、各自の酪農業務に係る取り組みを題材に事実質問の練習を行い、課題解決の事実質問を十分に使いこなせるところまで成果を得ているが、中核農家自身がメタ・ファシリテーション技術を取り入れた適正技術の普及の研修を実施できるまでには達していない。

これまでの現地活動の成果を踏まえ、本業務では、本事業の短期専門家

---

<sup>1</sup> Training of Trainerの略

として今後中核農家が中核農家グループヘメタ・ファシリテーション技術を取り入れた適正技術の普及の研修を実施できるようにサポートと助言をする。さらに、農民間研修を進めていく役割を担う酪農協議会がプロジェクトの働きかけもあり、2021年8月に設立され、酪農生産者、集乳業者及び乳業会社から構成されている。協議会が実施する具体的な活動について協議が行われている。2022年6月のプロジェクト終了後には、中核農家を中心となって農民間研修を継続的に実施するためには、酪農協議会での普及の仕組みの構築を技術的に指導する必要がある。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、各種報告書等から本事業の背景やこれまでの経緯（TOT研修の実施状況を含む）を把握した上で、日本人長期専門家チーム（10.（1）②現地での支援体制を参照）と協議し、中核農家を対象としたメタ・ファシリテーション研修を計画・実施する。また、中核農家のメタ・ファシリテーション技術を高めつつ、中核農家グループ内外への適正技術の普及を促すために必要な活動、及び酪農協議会での同技術のプロジェクト対象地域への普及へ向けた仕組みづくりに必要な助言・支援・活動を行う。

具体的な業務内容は以下のとおりとする。

### （1）第1次国内準備期間（2022年4月上旬）

- ① 本事業の関係報告書等を確認し、プロジェクト全体の枠組みとこれまでの活動内容・成果・課題を把握する。
- ② 本事業の日本人長期専門家チームと連絡を取り合い、メタ・ファシリテーション研修及び中核農家グループの形成支援に係る具体的な活動を検討する。
- ③ 第1次現地業務計画（案）、同業務期間における業務工程表を含む業務実施計画書（英文）を作成し、JICA 経済開発部による確認を経た上で、JICA キルギス事務所および日本人長期専門家チームにデータを送付する。なお、英語からロシア語への翻訳に1週間程度を要するため、時間的に余裕を持って作成すること。

### （2）第1次現地業務期間（2022年4月中旬～4月下旬）

- ① プロジェクト関係者（日本人長期専門家チーム、JICA キルギス事務所、C/P 機関）に業務実施計画書を提出し、業務工程及び業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 現時点までの農民間研修の実施状況（メタ・ファシリテーション技術の活

用状況を含む)を確認し、現状及び課題を把握した上で、日本人長期専門家チームと打合せ、現地研修計画(案)を見直す。

- ③ 農民間研修の中核農家グループ外への波及も見据えて、中核農家を核とした農民間研修の継続的かつ発展的な実施を目指していく上での課題及び教訓を取りまとめ、必要に応じて助言及びフォローアップのための活動を行う。
- ④ 上記③を踏まえ、中核農家及び中核農家グループから選定された農民が、グループ農家外への農民普及へ向けた農民間研修に係る研修計画策定の助言・支援を行う。なお、支援に際しては、日本人長期専門家チームと十分協議しながら実現可能な内容となるよう工夫するものとする。
- ⑤ 第1次現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、プロジェクト関係者(日本人長期専門家チーム、JICA キルギス事務所、C/P 機関)に提出し、現地業務結果を報告する

(3) 第1次国内整理期間(2022年5月上旬)

- ① JICA 経済開発部に対し、第1次現地業務の成果を報告する。

(4) 第2次国内作業期間(2022年5月中旬)

- ① 第1次現地業務の成果をふまえ、第2次現地業務期間における業務工程表を含む業務実施計画書(英文)を作成し、JICA 経済開発部による確認を経た上で、JICA キルギス事務所および日本人長期専門家チームにデータを送付する。
- ② 第1次現地業務の結果を踏まえ、現地中核農家とオンラインでインタビューを含めたミーティングを行い、農民間研修の進捗の確認を行いながら、第2次現地業務期間で実施する農民間研修の計画及び事前準備の調整を行う。

(5) 第2次現地業務期間(2022年6月上旬～6月中旬)

- ① プロジェクト関係者(日本人長期専門家チーム、JICA キルギス事務所、C/P 機関)に業務実施計画書(英文)を提出し、業務工程及び業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 第1次現地業務期間で計画した中核農家グループ外への農民間研修実施へ向けて、長期専門家チームと協議しながら、実現可能な内容となるよう工夫を加え、必要に応じて計画見直しを行う。
- ③ 上記②を踏まえ、中核農家グループ外への農民間研修を実施する。
- ④ 上記を踏まえ、酪農協議会において農民間研修の効果的普及のための仕

組みを構築するため、同協議会に対し、日本人長期専門家チームと共に助言・支援・活動を行う。

- ⑤ 第2次現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、プロジェクト関係者（日本人長期専門家チーム、JICA キルギス事務所、C/P 機関）に提出し、これまでの現地業務結果を報告する。

（6）第2次帰国後整理期間（2022年6月中旬）

- ① 第1次業務から第2次業務までの活動成果をふまえ、専門家業務完了報告書を作成し、JICA 経済開発部に対して説明・確認を行う。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- （1）業務実施計画書（英文／電子データ）  
第1次～第2次業務開始前に、各業務期間中に実施する業務の具体的内容（案）を関係者と共有するためのもの。
- （2）現地業務結果報告書（英文／電子データ）  
第1次～第2次現地業務期間終了時に、現地関係者に国内／現地業務の結果（業務の具体的内容及び達成状況）を共有するためのもの。
- （3）専門家業務完了報告書（和文及び英文各2部／簡易製本及び電子データ）  
本業務の完了を確認するためのもので、2022年6月20日までに提出することとする。なお、記載項目（案）は、以下のとおり。
  - 1）業務の具体的内容
  - 2）業務の達成状況
  - 3）業務実施上遭遇した課題とその対処
  - 4）その他（課題や提言、研修等で使用したテキストや教材（今後中核農家が農民間研修を継続的かつ発展的に実施していくために役立つ手引きを含む）、研修参加者による講義内容の評価結果等を含めること）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ビシュケク⇒ドバイ⇒日本を標準とします。  
見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上して下さい。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
- ① 現地業務日程  
「7. 業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案して下さい。但し、  
業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載  
の数値を上限とします。なお、新型コロナウイルスの影響により変更にな  
る可能性があります。
- ② 現地での業務体制  
本業務に係る日本人長期専門家チームの構成は、以下のとおりです（本  
業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。
- ・チーフアドバイザー／ドナー連係／政策・制度支援 [長期派遣専門家]
  - ・家畜飼養（飼料／栄養／搾乳管理） [長期派遣専門家]
  - ・生乳検査流通管理 [長期派遣専門家]
  - ・業務調整 [短期派遣専門家]
- ③ 便宜供与内容
- ア) 空港送迎：あり
  - イ) 宿舎手配：あり
  - ウ) 車両借上げ：あり
  - エ) 通訳備上：あり（英語もしくは日本語⇄ロシア語）
  - オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームと要相談
- 執務スペースの提供：日本人長期専門家オフィス内の執務スペース
- (2) 参考資料
- ① 本業務に関する以下の資料は、当機構のウェブサイトで公開されていま  
す。
1. キルギス国 乳・乳製品の品質及び安全性検査マスタープランプロジ  
ェクトファイナルレポート  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030005.html>
  2. キルギス共和国「チュイ州市場志向型生乳生産プロジェクト」プロジ  
ェクトページ

<https://www.jica.go.jp/project/kyrgyz/002/index.html>

3. キルギス共和国 チュイ州市場志向型生乳生産プロジェクト中間レビュー調査報告書

[https://openjicareport.jica.go.jp/873/873/873\\_155\\_12092342.html](https://openjicareport.jica.go.jp/873/873/873_155_12092342.html)

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定す



る約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上